日医発第 1590 号（情シ）
令和 8 年 11 月 16 日

都道府県医師会　担当理事　殿

公益社団法人　日本医師会
常任理事　長島　公之
（公印省略）

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイド」改訂等のお知らせ（周知）

平素より本会会務の運営に特段のご理解･ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 3 日付 日医発第 662 号（情シ）「「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 7.0 版」の策定について令和 8 年度版「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・薬局・事業者向け～」の改定について」にて、「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」等が令和 8 年度版として改定されたことをお知らせしました。

同文書では、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度の一環として令和 5 年度に作成（令和 7 年度に改訂）した「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイド」（今年度より「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイド」に変更）（以下「実践ガイド」という。）を修正予定である旨をお知らせしておりましたが、今般その修正が完了し、日本医師会メンバーズルーム内専用ページにて掲載開始いたしました。

https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html

※上記ページのアクセスには日医会員用アカウントが必要です。

また、「日本医師会サイバーセキュリティ支援制度概要および利用マニュアル」内の Q&A（「サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度」）において、現状の運用を踏まえ、一部修正と追加を行い、上記のサイトに改訂したものを掲載いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度では、上記の実践ガイドの他、「日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口」やチェックリスト内で作成を求められる規程等の各種ひな型もございますので、「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」の項目にご対応いただく際に、是非ご活用ください。

以上

【実践ガイドの修正概要】

今年度は内容に関しての変更はございません。主な修正点は下記です。

・文言を修正

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト
→医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト
端末 PC→端末

・実践ガイド内で掲載しているチェックリスト（P53）を令和 8 年度版に差替え

・参考情報(P56)の URL 等を更新

【医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイドおよびセミナー動画】

●概要

厚生労働省が策定している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」とそのガイドラインから必要最低限の項目を抽出した「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」をよりわかりやすく解説した資料および動画です。

●掲載場所

「医療機関・薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイドおよびセミナー動画」は日本医師会メンバーズルーム内専用ページにて掲載しております。

https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html#gaiyo04

※規程等の各種ひな型も同ページに掲載しております。

※上記ページのアクセスには日医会員用アカウントが必要です。

【日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口】

TEL：0120-339-199　平日 9 時～18 時（土日、祝日、年末年始は休業）

※詳細は日本医師会メンバーズルーム内専用ページをご確認ください。

https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html#gaiyo05

※上記ページのアクセスには日医会員用アカウントが必要です。

【Q&A（「サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度」）の修正概要】

現状の運用を踏まえ、下記変更しております。

・4-15 を修正

・4-18 を新規に追加

【別添資料】

・Q&A（「サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度」）抜粋

３．本制度に関するQ＆A

４．サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

4-14　受け取った一時支援金の税務処理について教えてください。
基本的に見舞金として申告した場合、非課税扱いになると考えられますが、各医療機関の会計処理により異なる可能性があるので、顧問税理士もしくは管轄の税務署にご相談下さい。

【国税HP】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/09.htm

【税についての相談窓口】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm#a02

4-15　一時金の申請期限はありますか？
事由発生日から1年以内にご申請ください。

4-16　1年に1回の請求までとなっていますが、1年間とはいつからいつまででしょうか？
2022年6月1日に制度が開始しますので、2022年6月1日～2023年5月31日までが1年間となります。その後、毎年6月1日～5月31日までの期間が1年間となります。

4-17　サイバー攻撃を受け一時金を申請する場合、厚生労働省へ報告書の提出は必須ですか。
必須ではありませんが、厚生労働省への提出を推奨しております。制度改定により、2023年6月1日以降は日本医師会への報告書の提出のみでも一時金のお支払いは可能です。

4-18　クラウドサービスの電子カルテやレセコンを利用しています。利用しているクラウドサービスがサイバー攻撃を受け、クラウドサービスの利用停止やそのクラウドサービスに保存していた患者情報等の漏洩が起こりました。一時支援金制度の対象となりますか？
そのクラウドサービスを利用している複数の医療機関等に影響のでるサイバー攻撃や個人情報漏洩については一時支援金制度の対象となりません。判断に迷われた場合は事務局までご連絡ください。